【異工種ＪＶを２者で構成する場合】次に掲げるａ）及びｂ）の要件をすべて満たす施工実績を有すること。

ａ）港湾土木工事の工事区分を担当する構成員は、場所打ちの鉄筋コンクリートを1,900㎥／件以上施工した工事。

ｂ）港湾等鋼構造物工事の工事区分を担当する構成員は、扉体面積（純径間、扉高さから求まる面積）50㎡以上の水門ゲート設備（扉体、戸当り、開閉装置）の製作及び据付を行った工事。

※上記ａ）及びｂ）は同一工事でなくてもよい。

【異工種ＪＶを３者で構成する場合】次に掲げるａ）、ａ’）及びｂ）の要件をすべて満たす施工実績を有すること。

ａ）港湾土木工事の工事区分を担当する構成員のいずれか１者は、場所打ちの鉄筋コンクリートを1,900㎥／件以上施工した工事。

ａ’）港湾土木工事の工事区分を担当する他の構成員は、場所打ちの鉄筋コンクリートを施工した工事。

ｂ）港湾等鋼構造物工事の工事区分を担当する構成員は、扉体面積（純径間、扉高さから求まる面積）50㎡以上の水門ゲート設備（扉体、戸当り、開閉装置）の製作及び据付を行った工事。

※上記ａ）、ａ’）及びｂ）は同一工事でなくてもよい。

⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成21年４月１日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工経験を有する者であること。経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが施工経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

また、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

・同種工事は、次のとおりとする。

【単体有資格者（経常ＪＶを含む）の場合】次に掲げるａ）及びｂ）の要件をすべて満たす施工経験を有すること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが次のａ）及びｂ）の施工経験を有していればよい。

ａ）場所打ちの鉄筋コンクリートを施工した工事　ｂ）水門ゲート設備（扉体、戸当り、開閉装置）の据付を行った工事。

※上記ａ）及びｂ）は同一工事でなくてもよい。

【異工種ＪＶを２者で構成する場合】次に掲げるａ）及びｂ）の要件をすべて満たす施工経験を有すること。

ａ）港湾土木工事の工事区分を担当する構成員の配置予定技術者は、場所打ちの鉄筋コンクリートを施工した工事。

ｂ）港湾等鋼構造物工事の工事区分を担当する構成員の配置予定技術者は、水門ゲート設備（扉体、戸当り、開閉装置）の据付を行った工事。

※上記ａ）及びｂ）は同一工事でなくてもよい。

【異工種ＪＶを３者で構成する場合】次に掲げるａ）及びｂ）の要件をすべて満たす施工経験を有すること。

ａ）港湾土木工事の工事区分を担当する構成員の配置予定技術者は、場所打ちの鉄筋コンクリートを施工した工事。なお、港湾土木工事の工事区分を担当する他の構成員の配置予定技術者は、場所打ちの鉄筋コンクリートを施工した工事の施工経験は求めない。

ｂ）港湾等鋼構造物工事の工事区分を担当する構成員の配置予定技術者は、水門ゲート設備（扉体、戸当り、開閉装置）の据付を行った工事。

※上記ａ）及びｂ）は同一工事でなくてもよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了した者であること。ただし、法令の規定により監理技術者資格を求めない場合は、この限りではない。

④　申請する技術者が、平成21年４月１日以降に産前産後休業、育児休業及び介護休業（以下、「出産等」という。）を取得した場合は、出産等期間に相当する期間（日数）を施工経験を求める期間に加えることが出来る。

⑸　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できる者を配置すること。（詳細は入札説明書参照）

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　技術提案に対しては、提案の内容を明記した資料（以下「技術提案書」という。）又は標準案に基づく施工計画書が適正であること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目は以下のとおりとする。（詳細は入札説明書参照）

①　技術提案

②　賃上げの実施に関する評価

③　ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価

⑵　施工体制の評価項目は、次のとおりとする。

①　品質確保の実効性

②　施工体制確保の確実性

⑶　入札参加者は価格及び技術提案をもって入札し、次の①～③の要件に該当する者のうち、下記⑷によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　支出負担行為担当官から、２に定める競争参加資格の確認を受け、競争参加資格を認められた者であること。

②　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

③　評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

上記において、評価値が最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

⑷　評価値の算出方法　評価値は次式により算出する。

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格

①　標準点　⑶①～②の要件を満たす者に対して100点を付与する。

②　加算点　技術提案項目及び技術提案以外の項目に対して、最大65点を付与する。

③　施工体制評価点　施工体制評価項目に対して最大30点を付与する。

⑸　評価の担保

①　受注者が競争参加資格通知時に「実施義務有り」として通知された技術提案について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合、請負工事成績評定の減点を行うとともに違約金の徴収を行う。（入札説明書参照）

②　受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

⑹　技術提案書等の作成及び通知

①　技術提案書等は、入札説明書に基づき作成するものとする。

②　技術提案書等の採否等については、競争参加資格の確認結果に併せて通知する。